

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 (託送供給等約款)

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他のを算定し請求することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（料金）に定める料金率、68（受電地点への供給設備の工事費負担金）および71（供給地点への供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額、附則5（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）に定める料金率、ならびに別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	37.39	3.40
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	74.77	6.80
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	149.53	13.59
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	224.30	20.39
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	373.84	33.99
100ワットをこえる1灯につき	373.84	33.99
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	111.66	10.15
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	223.32	20.30
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	223.32	20.30

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	242.00	22.00
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により 接続送電サービス契約電流または 接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	192.50	17.50
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	96.25	8.75
接続送電サービス契約電流15アンペア	288.75	26.25
電力量料金		
1キロワット時につき	7.39	0.67
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	242.00	22.00
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により 接続送電サービス契約電流または 接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	192.50	17.50
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	96.25	8.75
接続送電サービス契約電流15アンペア	288.75	26.25
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	7.82	0.71
夜間時間		
1キロワット時につき	7.06	0.64
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.36	1.03
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	539.00	49.00
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	396.00	36.00
電力量料金		
1キロワット時につき	5.57	0.51

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）(2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	539.00	49.00
19（接続送電サービス）(2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	396.00	36.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.86	0.53
夜間時間		
1キロワット時につき	5.30	0.48
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	14.40	1.31
高圧で供給する場合		
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	748.00	68.00
電力量料金		
1キロワット時につき	2.40	0.22
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	748.00	68.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.55	0.23
夜間時間		
1キロワット時につき	2.22	0.20
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	14.66	1.33

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
特別高圧で供給する場合		
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	572. 00	52. 00
電力量料金		
1 キロワット時につき	1. 29	0. 12
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	572. 00	52. 00
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1. 35	0. 12
夜間時間		
1 キロワット時につき	1. 21	0. 11
特別高圧従量接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	10. 66	0. 97
1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する 場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	635. 80	57. 80
特別高圧で供給する場合	486. 20	44. 20

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が 5 0 ボルトアンペアまでの場合	3. 31	0. 30
総容量が 5 0 ボルトアンペアをこえ 1 0 0 ボルトアンペアまでの場合	6. 63	0. 60
総容量が 1 0 0 ボルトアンペアをこえ 5 0 0 ボルトアンペアまでの場合	6. 63	0. 60
1 0 0 ボルトアンペアまでごとに		
総容量が 5 0 0 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	66. 28	6. 03
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	66. 28	6. 03
1 キロボルトアンペアまでごとに		
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	8. 13	0. 74
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力		
1 キロワット 1 日につき	99. 09	9. 01
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	6. 68	0. 61
高圧で供給する場合		
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	2. 88	0. 26
特別高圧で供給する場合		
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	1. 54	0. 14
予備送電サービス料金		
予備送電サービス A		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	97. 90	8. 90
特別高圧で供給する場合	93. 50	8. 50
予備送電サービス B		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	151. 80	13. 80
特別高圧で供給する場合	124. 30	11. 30

(2) 68 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金 新増加契約受電電力1キロワットにつき	2,860.00	260.00

(3) 71 (供給地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
低圧または高圧で供給する場合 架空供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,950.00	2,450.00
特別高圧で供給する場合 工事費 架空供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	561.00	51.00
標準電圧60,000ボルトまたは70,000ボルトで供給する場合	176.00	16.00
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	88.00	8.00
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	638.00	58.00
標準電圧60,000ボルトまたは70,000ボルトで供給する場合	561.00	51.00
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	220.00	20.00
当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	5,500.00	500.00

(4) 附則 5（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）
に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 1 キロワット時につき	311. 20	28. 29
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 1 キロワット時につき	16. 40	1. 49

(5) 別表 2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
近接性評価割引単価 1 キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6, 000ボルト以下の場合	0. 46	0. 04
受電電圧が標準電圧6, 000ボルトをこえ 140, 000ボルト以下の場合	0. 26	0. 02
受電電圧が標準電圧140, 000ボルト をこえる場合	0. 13	0. 01

(6) 別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.000	0.000
100ワットをこえる1灯につき	0.000	0.000
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.000	0.000
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.000	0.000
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	0.000	0.000
100ボルトアンペアまでごとに		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
1キロボルトアンペアまでごとに		
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力		
1キロワット1日につき	0.000	0.000
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.000	0.000